

消防審査項目確認表(平成20年4月1日 松戸市消防局告示第1号)

(図面番号欄に各項目の裏付けとなる図面の番号を記載。)

項目			図面番号	確認欄
1 消防法関係				
(1)建築基準関係規定				
ア 消防法第17条(消防用設備等の設置、維持)				
建築物概要				
全体	構造	区分		
	工事種別	階数		
	高さ	壁、天井の内装		
	用途・項 収容人員	延べ面積 特定1階段		
階別	階 用途・項 無窓階判定	床面積 収容人員		
	階 用途・項 無窓階判定	床面積 収容人員		
※ 床面積;増築等で既存部分がある場合は、その面積を()で記入。				
※ 階の用途が複数ある場合は、用途ごとの面積、収容人員も()で記入。				
用途ごとの面積・収容人員				
用途		面積	収容人員	
1、2階の床面積の合計				
地階の床面積の合計				
令13条	自動車の修理又は整備の用 に供される部分	階・面積	階	m ²
	駐車の用に供される部分	階・面積	階	m ²
		機械式駐車場台数		台
	電気設備	床面積		m ²
	多量の火気使用	床面積		m ²
	通信機器室	面積		m ²
	少量危険物の貯蔵、取扱い	品名・数量・倍数		
	指定可燃物の貯蔵、取扱い	品名・数量・倍数		
その他				
設置する消防用設備等				

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

項目	図面番号	確認欄
特記事項		
屋内消火栓設備・2倍読み・3倍読み		
屋外消火栓設備・同一敷地内複数建築物床面積合算		
消防用水・同一敷地内複数建築物床面積合算		
令8区画適用		
令9条適用		
スプリンクラー設備・規則12条の2区画適用・規則13条区画適用		
避難器具・規則26条適用		
渡り廊下等の接続・S50消防安26号適用		
令29条の4適用・40号省令		
令29条の4適用・パッケージ型消火設備・パッケージ型自動消火設備		
特殊消防用設備等・排煙設備に代えて加圧防煙設備		
令32条適用・自動火災報知設備免除(H14.12.17消防予595号)		
消防施設等設置承認申請書 承認年月日・番号		
イ 火を使用する設備、器具等に対する規制(消防法第9条、松戸市火災予防条例第3条～第31条)		
コンロまわり 廚房設備 PSの構造・階段からの距離 発電設備 変電設備 その他()		
ウ 住宅用防災機器(消防法第9条の2、松戸市火災予防条例第31条の2～第31条の7)		
エ 映写室の構造及び設備の基準(消防法第15条)		
(2) その他		
ア 圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出(消防法第9条の3) 品名、数量()		
イ 指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いの基準(消防法第9条の4、松戸市火災予防条例第32条～第37条の3) 品名、数量()		
ウ 消防法第10条(危険物の貯蔵・取扱いの制限等) 品名、数量()		
エ 避難管理・雑則(松戸市火災予防条例第38条～第52条) 届出(防火対象物使用開始・発電設備・変電設備・その他〔 〕) 避難口		
オ その他		
(ア) 防火管理 該当・該当なし 一括・テナントごと・その他()		
同一敷地内の収容人員合算 有・無		
(イ) 共同防火管理 該当・該当なし		
(ウ) 防炎防火対象物 該当・該当なし		
(エ) 防火対象物点検報告 該当・該当なし		
カ 消防用設備等設置基準(松戸市消防局予防課・平成19年6月現在) 適・否		
2 建築基準法関係		

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

項目	図面番号	確認欄
(1) 道路との関係、敷地内通路		
ア 敷地内の通路(法35条、令128条)		
イ 大規模な木造等の建築物の敷地内における通路(法35条、令128条の2)		
ウ 敷地と道路との関係(法43条)		
エ 道路内の建築制限(法44条)		
(2) 主要構造部の制限		
ア 大規模な建築物の主要構造部(法21条1項、2項)		
イ 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物(法27条)		
ウ 無窓の居室等の主要構造部(法35条の3)		
エ 防火地域内の建築物(法61条)		
オ 準防火地域内の建築物(法62条)		
(3) 屋根		
ア 屋根不燃化区域内の建築物の屋根(法22条)		
イ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の屋根(法63条)		
(4) 外壁等		
ア 屋根不燃化区域内の木造建築物等の外壁(法23条)		
イ 屋根不燃化区域内の木造建築物等である特殊建築物の外壁等(法24条)		
ウ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部の防火戸(法64条)		
エ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の隣地境界線に接する外壁(法65条)		
(5) 防火区画		
ア 防火壁(法26条)		
イ 防火区画・面積区画(法36条、令112条)		
ウ 防火区画・竪穴区画(法36条、令112条)		
エ 防火区画・異種用途区画(法36条、令112条)		
オ 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁(法36条、令114条)		
(6) 廊下		
ア 廊下の幅(法35条、令119条)		
(7) 階段		
ア 直通階段の設置(法35条、令120条)		
イ 二以上の直通階段を設ける場合(法35条、令121条)		
ウ 屋外階段の構造(法35条、令121条の2)		
エ 避難階段の設置(法35条、令122条)		
オ 物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅(法35条、令124条)		
カ 階段及びその踊り場の幅並びに階段のけあげ及び踏み面の寸法(法36条、令23条)		
キ 踊り場の位置及び踏幅(法36条、令24条)		
ク 階段及び踊り場の手すり(法36条、令25条)		
ケ 階段に代わる傾斜路(法36条、令26条)		
(8) 出入口		
ア 客席からの出入り口の戸(法35条、令118条)		
イ 屋外への出口(法35条、令125条)		
ウ 屋外への出入口等の施錠装置の構造等(法35条、令125条の2)		
(9) 屋上広場		
ア 屋上広場等(法35条、令126条)		

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

項目	目	図面番号	確認欄
(10) 内装制限			
ア 特殊建築物等の内装(法35条の2)			
(11) 非常用昇降機			
ア 非常用の昇降機(法34条2項)			
(12) 排煙設備			
ア 排煙設備の設置(法35条、126条の2)			
(13) 非常用照明			
ア 非常用の照明装置の設置(法35条、令126条の4)			
(14) 非常用進入口			
ア 非常用の進入口の設置(法35条、令126条の6)			
(15) 地下街			
ア 地下街(法35条、令128条の3)			
(16) 簡易な構造の建築物			
ア 簡易な構造の建築物に対する制限(法84条の2)			
(17) 条例附加(法40条→千葉県建築基準法施行条例第6条~)			
ア 法別表第一(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物 イ 長屋 ウ 倉庫 エ 自動車車庫 オ 自動車修理工場			
3 その他の法令			
4 備考			

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

(記載例)

消防審査項目確認表(平成20年4月1日 松戸市消防局告示第1号)

(図面番号欄に各項目の裏付けとなる図面の番号を記載。)

項目				図面番号	確認欄
1 消防法関係 「建築基準関係規定」(建基法6条、建基令9条)と「その他」					
(1)建築基準関係規定 に分類し、法的位置づけを明確化した。					
ア 消防法第17条(消防用設備等の設置、維持)					○
建築物概要					
全体	構造	鉄筋コンクリート造	区分	耐火建築物	2~5
	工事種別	新築	階数	7/0	
	高さ	21m	壁、天井の内装	準不燃材料	
	用途・項 収容人員	複合用途・16項目 470人	延べ面積 特定1階段	4,000m ² 該当なし	
階別	地下1階	用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項目(駐車場) ——	床面積 収容人員	500m ² 0人
	1階	用途・項 無窓階判定	物品販売店・4項目 普通階	床面積 収容人員	500m ² 260人
	2階	用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項目 普通階	床面積 収容人員	500m ² 35人
	3階	用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項目 普通階	床面積 収容人員	500m ² 35人
	4階	用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項目 普通階	床面積 収容人員	500m ² 35人
	5階	用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項目 普通階	床面積 収容人員	500m ² 35人
	6階	用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項目 普通階	床面積 収容人員	500m ² 35人
	7階	用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項目 普通階	床面積 収容人員	500m ² 35人
※ 床面積;増築等で既存部分がある場合は、その面積を()で記入。					
※ 階の用途が複数ある場合は、用途ごとの面積、収容人員も()で記入。					
用途ごとの面積・収容人員					
用途		面 積	収容人員		
物品販売店・4項目		500m ²	260人	6~7	○
共同住宅・5項目		3,500m ²	210人		
1、2階の床面積の合計		1,000m ²		6~7	○
地階の床面積の合計		500m ²		6	○
令13条	自動車の修理又は整備の用 に供される部分	階・面積	階 m ²		
	駐車の用に供される部分	階・面積 地下1階	500m ²	6	○
	電気設備	機械式駐車場台数	台		
	多量の火気使用	床面積	m ²		
	通信機器室	床面積	m ²		
	少量危険物の貯蔵、取扱い	面積	m ²		
	指定可燃物の貯蔵、取扱い	品名・数量・倍数			
	その他	品名・数量・倍数			
設置する消防用設備等					
消火器	屋内消火栓設備	泡消火設備		8~25	○
自動火災報知設備	放送設備				
避難器具	誘導灯				
連結送水管					

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

(記載例)

項目	図面番号	確認欄
特記事項		
屋内消火栓設備・2倍読み・3倍読み	26	○
屋外消火栓設備・同一敷地内複数建築物床面積合算		
消防用水・同一敷地内複数建築物床面積合算		
令8区画適用・2階床		
令9条適用・2階○○		
スプリンクラー設備(規則12条の2区画適用・規則13条区画適用)	31	○
避難器具・規則26条適用(3階屋外避難階段により免除1)		
渡り廊下等の接続・S50消防安26号適用あり		
令29条の4適用・40号省令		
令29条の4適用・パッケージ型消火設備・パッケージ型自動消火設備		
特殊消防用設備等・排煙設備に代えて加圧防煙設備		
令32条適用・自動火災報知設備免除(H14.12.17消防予595号)	37	○
消防施設等設置承認申請書 承認年月日・番号 平成○年○月○日 第○号		○
イ 火を使用する設備、器具等に対する規制(消防法第9条、松戸市火災予防条例第3条～第31条)		○
コンロまわり 廉房設備 IFSの構造・階段からの距離 発電設備 変電設備 その他()	38～42	○
ウ 住宅用防災機器(消防法第9条の2、松戸市火災予防条例第31条の2～第31条の7)	—	○
エ 映写室の構造及び設備の基準(消防法第15条)	—	○
(2) その他		
ア 圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出(消防法第9条の3) 品名、数量()	—	○
イ 指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いの基準(消防法第9条の4、松戸市火災予防条例第32条～第37条の3) 品名、数量()	—	○
ウ 消防法第10条(危険物の貯蔵・取扱いの制限等) 品名、数量()	—	○
エ 避難管理・雑則(松戸市火災予防条例第38条～第52条) 届出(防火対象物使用開始・発電設備(変電設備・その他[])) 避難口	— 43	○ ○
オ その他		
(ア) 防火管理 該当・該当なし 一括・テントごと・その他() 同一敷地内の収容人員合算 有無		○ ○ ○
(イ) 共同防火管理 該当・該当なし (ウ) 防炎防火対象物 該当・該当なし (エ) 防火対象物点検報告 該当・該当なし		○ ○ ○
カ 消防用設備等設置基準(松戸市消防局予防課・平成19年6月現在) (適・否)		○
2 建築基準法関係 平成7年1月10日消防予第2号「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認」に対する適合性の取扱いについてリスト分明類		○

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

(記載例)

項目	図面番号	確認欄
(1) 道路との関係、敷地内通[物の確認に対する同意事務の取扱いについて]による分類		
ア 敷地内の通路(法35条、令128条)	44	<input type="radio"/>
イ 大規模な木造等の建築物の敷地内における通路(法35条、令128条の2)	—	<input type="radio"/>
ウ 敷地と道路との関係(法43条)	44	<input type="radio"/>
エ 道路内の建築制限(法44条)	44	<input type="radio"/>
(2) 主要構造部の制限		
ア 大規模な建築物の主要構造部(法21条1項、2項)	—	<input type="radio"/>
イ 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物(法27条)	45	<input type="radio"/>
ウ 無窓の居室等の主要構造部(法35条の3)	—	<input type="radio"/>
エ 防火地域内の建築物(法61条)	—	<input type="radio"/>
オ 準防火地域内の建築物(法62条)	—	<input type="radio"/>
(3) 屋根		
ア 屋根不燃化区域内の建築物の屋根(法22条)	45	<input type="radio"/>
イ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の屋根(法63条)	—	<input type="radio"/>
(4) 外壁等		
ア 屋根不燃化区域内の木造建築物等の外壁(法23条)	—	<input type="radio"/>
イ 屋根不燃化区域内の木造建築物等である特殊建築物の外壁等(法24条)	—	<input type="radio"/>
ウ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部の防火戸(法64条)	—	<input type="radio"/>
エ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の隣地境界線に接する外壁(法65条)	—	<input type="radio"/>
(5) 防火区画		
ア 防火壁(法26条)	—	<input type="radio"/>
イ 防火区画・面積区画(法36条、令112条)	46	<input type="radio"/>
ウ 防火区画・竪穴区画(法36条、令112条)	46	<input type="radio"/>
エ 防火区画・異種用途区画(法36条、令112条)	46	<input type="radio"/>
オ 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁(法36条、令114条)	47	<input type="radio"/>
(6) 廊下		
ア 廊下の幅(法35条、令119条)	48	<input type="radio"/>
(7) 階段		
ア 直通階段の設置(法35条、令120条)	2~5	<input type="radio"/>
イ 二以上の直通階段を設ける場合(法35条、令121条)	2~5	<input type="radio"/>
ウ 屋外階段の構造(法35条、令121条の2)	2~5	<input type="radio"/>
エ 避難階段の設置(法35条、令122条)	2~5	<input type="radio"/>
オ 物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅(法35条、令124条)	—	<input type="radio"/>
カ 階段及びその踊り場の幅並びに階段のけあげ及び踏み面の寸法(法36条、令23条)	2~5	<input type="radio"/>
キ 踊り場の位置及び踏幅(法36条、令24条)	2~5	<input type="radio"/>
ク 階段及び踊り場の手すり(法36条、令25条)	2~5	<input type="radio"/>
ケ 階段に代わる傾斜路(法36条、令26条)	—	<input type="radio"/>
(8) 出入口		
ア 客席からの出入り口の戸(法35条、令118条)	2	<input type="radio"/>
イ 屋外への出口(法35条、令125条)	2	<input type="radio"/>
ウ 屋外への出入口等の施錠装置の構造等(法35条、令125条の2)	3	<input type="radio"/>
(9) 屋上広場		
ア 屋上広場等(法35条、令126条)	—	<input type="radio"/>

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

(記載例)

項目	図面番号	確認欄
(10)内装制限 ア 特殊建築物等の内装(法35条の2)	8	<input checked="" type="radio"/>
(11)非常用昇降機 ア 非常用の昇降機(法34条2項)	—	<input checked="" type="radio"/>
(12)排煙設備 ア 排煙設備の設置(法35条、126条の2)	52	<input checked="" type="radio"/>
(13)非常用照明 ア 非常用の照明装置の設置(法35条、令126条の4)	53	<input checked="" type="radio"/>
(14)非常用進入口 ア 非常用の進入口の設置(法35条、令126条の6)	54	<input checked="" type="radio"/>
(15)地下街 ア 地下街(法35条、令128条の3)	—	<input checked="" type="radio"/>
(16)簡易な構造の建築物 ア 簡易な構造の建築物に対する制限(法84条の2)	—	<input checked="" type="radio"/>
(17)条例附加(法40条→千葉県建築基準法施行条例第6条~) ア 法別表第一(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物 イ 長屋 ウ 倉庫 エ 自動車車庫 オ 自動車修理工場	5、8、7 — — 25 —	<input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
3 その他の法令	—	<input checked="" type="radio"/>
4 備考		

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。